**足立区公契約条例に関するお知らせ（指定管理協定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期限 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日 |

【区ＨＰ】

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。詳細は、区ホームページで確認することができます。

**○足立区公契約条例の適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | * 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第９条に規定する労働者）
* 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者
* 請負契約により当該業務に従事する者（個人事業主）
 |
| 適用を受けない労働者 | * 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
* 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
* 最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
* 公契約に従事した時間が３０分未満の者
 |

**○労働報酬下限額**

この業務に従事する労働者等は、足立区が定める１時間当たりの賃金（労働報酬下限額）から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　種 | 労働報酬下限額 |
| 有資格保育士 | **１，４５０　円** |
| 区内施設従事者（有資格保育士以外） | **１，３５０　円** |
| 区外施設従事者（日光林間学園） | **１，０５４　円** |
| 区外施設従事者（鋸南自然の家） | **１，１２６　円** |

**〇申出をする場合の申出先**

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を雇用主、受注者又は区に文書で申出することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 発注者 | 足立区総務部契約課 | 〒120-8510足立区中央本町一丁目17番1号 | 03-3880-5832 |

**※　上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。**